

●就学後のお子さん

ワクチン	接種対象年齢		接種回数	標準的接種間隔・期間	
				1期初回	1期追加
日本脳炎	1期	生後6か月から 7歳6か月未満	3回	6日から28日間隔で2回	1期初回接種終了後、 約1年後に1回
	2期	9歳以上13歳未満	1回	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間 ※小学4・5年生のお子さんに個別通知いたします。	
<p>●積極的な接種勧奨の中止によって接種機会を逃した方へ</p> <p>・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さん 20歳になるまでの間に、残りの回数分定期接種(全4回)が受けられます。 ※高校3年生相当の方に個別通知いたします。</p> <p>・平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのお子さん 1期が終了していないおさんは、9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日までの間に、 残りの回数分1期の定期接種(全3回)が受けられます。 2期(4回目)は、9歳以上13歳未満の間に接種します。</p> 					
二種混合	11歳以上13歳未満		1回	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間 ※小学6年生のお子さんに個別通知いたします。	
ヒトパピローマ ウイルス (HPV) ワクチン	小学6年生相当から 高校1年生相当の女子		3回	2価:1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射 から6月の間隔をおいて1回 4価:2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射 から6月の間隔をおいて1回 ※中学1年生～高校1年生相当の女子に個別通知いた します。	
<p>※厚生労働省より令和4年度から積極的な勧奨再開が決定されました。</p> <p>●積極的な接種勧奨の中止によって接種機会を逃した方へ 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子 令和7年度までの間に、残りの回数分接種(全3回)が受けられます。 なお、過去に定期接種(小学校6年生～高校1年生に相当する年齢)の対象年齢を過ぎてヒトパピロー マウイルスワクチンの任意接種を自費で受けている場合、費用の助成を行います。(令和4年4月1 日時点で川西町に住所がある方に限ります)健康子育て課(42-6640)までお問い合わせください。 ※平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子に個別通知いたします。</p>					